

投票にはこんな方法もあります

■ 期日前投票

投票日に次の理由などで投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

- 仕事に従事または冠婚葬祭（主宰者およびその親族に限る）の予定がある
- レジャーや買い物、旅行などで投票区の区域外に行く予定がある
- 病気、出産などで歩行が困難である

期日前投票は市役所で

- と き** 7月9日(土)まで 午前8時30分～午後8時
※7月9日(土)は混雑が予想されますので、早めにお越しください。
- ところ** 市役所1階102会議室(本館西玄関口)
※本館西玄関は階段がありますので、車いすの方は新館西玄関横のスロープをご利用ください。また、介助が必要な方は事前に選挙管理委員会までお申し出ください。
- 持ち物** 入場券
※入場券がなくても投票できますので、投票所でお申し出ください。

■ 遠隔地での不在者投票

市外に転出された方や仕事などで遠隔地に行かれていますの方は、市選挙管理委員会に投票用紙などを請求し、それを用いて最寄りの選挙管理委員会にて投票できます。

■ 施設などで行う不在者投票

県選挙管理委員会の指定施設(病院など)に入院または入所中の方は、その施設内で不在者投票ができます。各施設長にお申し出ください。

■ 郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の

郵便などによる不在者投票対象者

手帳など	区 分	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫機能、肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	内臓機能の障害	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	介護状態区分	要介護5

※原則として、候補者などの氏名を自分で書くことができる方に限ります。書くことができない方には代理記載制度もありますので、選挙管理委員会までお問い合わせください。

被保険者証をお持ちの方で、上の表の項目に該当する方は、郵便などによる不在者投票ができます。

その場合、あらかじめ「郵便等投票証明書」が必要で、この証明書をお持ちでない方は、市選挙管理委員会に交付の申請をしてください。

投票用紙などの交付請求は、市選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」を添えて、7月6日(水)までに行ってください。請求期限を過ぎることのないようご注意ください。

■ 代理投票

身体の故障などにより、自分で候補者の氏名などを書くことのできない方は、投票当日に投票管理者に申し出て「代理投票」をすることができます。

■ 点字投票

目の不自由な方で、点字による投票を希望される方は、投票管理者に申し出て「点字投票」をすることができます。

■ 在外投票・洋上投票

在外選挙人証をお持ちの方は「在外投票」が、選挙人名簿登録証明書をお持ちの船員の方は「洋上投票」ができます。

■ 開票

開票は、7月10日(日)午後9時15分から、市民体育センター競技場で行います。投・開票の速報は市ホームページでもお知らせします。

【アドレス】

<http://www.city.gamagori.jp/>

【携帯アドレス】

<http://www.city.gamagori.jp/mobile/>